

## 新潟県立新津工業高等学校同窓会 役員・評議員・顧問名簿

任期2年：令和5年度総会承認（R5-8-1）～令和7年度総会迄

会 長	山田 秀樹（12e） ※12回生 電子科卒	
副 会 長(3)	佐藤 仁是（13E）	石黒 利幸（14e）
	坂爪 裕介（29E）	—
幹 事(3)	吉澤 和久（13M）	五十田 規（17E）
	堀田 宏（20e）	—
会 計	大野 和也（15M）	
会計監査(2)	建石 信浩（29M）	五十嵐 宏明（31S）

評 議 員(18)	笠原 由博（1E）	田辺 篤（3E）
	谷内田 秋雄（3e）	長谷川 貢（5M）
	藤原 繁（5e）	阿部 英司（6M）
	佐藤 俊英（6E）	島倉 弘（6E）
	土田 勝男（9E）	関口 敬三（10M）
	南場 恭夫（11M）	遠藤 孝（11M）
	大滝 正範（14e）	加藤 知巳（20M）
	斎藤 靖（20e）	小鍛冶 就也（27M）
	石井 英夫（28e）	荒澤 浩和（34M）

顧 問(4)	小柳 新一（1E）	岡村 茂（1M）
	高塚 則明（8e）	川内 勝（13E）

※（ ）内、数字は卒業期

英字は卒業科…M＝機械科 E＝電気科 e＝電子科 S＝機械システム科

# 新潟県立新津工業高等学校同窓会会則

## 【第1章】 総 則

- 第1条 本会は新津工業高等学校同窓会と称し、事務局を新津工業高等学校内に置く。
- 第2条 本会は会員相互の親睦を計り、母校の発展に貢献することを目的とする。
- 第3条 本会会員は下記によるものとする。  
・正会員 / 母校の卒業生                      ・特別会員 / 母校の職員ならびに旧職員

## 【第2章】 役 員

- 第4条 本会に次の役員を置く。
- |         |     |                    |
|---------|-----|--------------------|
| 会 長     | 1名  | 評議員会で推薦、総会で承認を受ける。 |
| 副 会 長   | 若干名 | 会長が推薦、評議員会で承認を受ける。 |
| 幹 事     | 若干名 | 会員中より会長が委嘱する。      |
| 会 計     | 1名  | 評議員会で推薦、総会で承認を受ける。 |
| 会 計 監 査 | 2名  | 会員中より選出する。         |
- 第5条 役員任期は2カ年とする。但し再任を妨げない。

## 【第3章】 職 別 及 び 機 関

- 第6条 会長は本会を代表し、一切の会務を総理。必要に応じ評議員会・総会を開催する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は会長の任務を代行する。
  - 3 幹事は会長の指示に従い、必要とする事務全般を行う。
  - 4 会計は本会の会計事務全般を行う。
  - 5 会計監査員は会計を監査する。
- 第7条 本会には審議機関として評議員会を置き、役員と評議員で構成する。
- 2 評議員は若干名とし、会員中より会長が推薦、評議員会で承認を受ける。
  - 3 評議員会は、本会運営に関する総会議案等を審議する。

- 第8条 本会の最高議決機関は総会とし毎年1回これを開く。  
但し、評議員会の要望により必要に応じて臨時総会を開くことができる。  
2 総会では、会則改正・会務・会計など評議員会から提出されたものを審議する。
- 第9条 本会には顧問をおくことができる。顧問は、本会の発展に貢献した者を評議員会で推薦し会長が委嘱する。顧問は会長の諮問に応ずる。
- 第10条 本会員10名以上居住する地区、または職場に支部を設置することができる。

#### 【第4章】 会 計 事 務

- 第11条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日とする。
- 第12条 本会の経費は正会員の会費及び寄付金で充当する。
- 第13条 本会の会費は入会金及び特別会費とし、入会金は卒業時に一括納入する。

#### 【第5章】 附 則

- 第14条 本会則は昭和41年3月7日より施行する。

昭和45年8月15日改正  
昭和61年12月7日改正  
平成7年11月12日改正  
平成18年11月11日改正  
平成25年6月8日改正

昭和56年11月8日改正  
平成元年11月12日改正  
平成15年10月25日改正  
平成23年7月16日改正